条例・規則・厚生労働省令対照表（指定障害児通所支援）

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１３９号）
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成２４年東京都規則第１６７号）

※赤字下線部は、平成２５年１０月改正部分（平成２５年１０月１８日施行）

条例	規則	省令（平成２４年厚生労働省令第１５号）
目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　児童発達支援 第一節　基本方針（第四条） 第二節　人員に関する基準（第五条―第八条） 第三節　設備に関する基準（第九条・第十条） 第四節　運営に関する基準（第十一条―第五十三条） 第五節　基準該当児童発達支援に関する基準（第五十四条―第五十九条の二） 第三章　医療型児童発達支援 第一節　基本方針（第六十条） 第二節　人員に関する基準（第六十一条・第六十二条） 第三節　設備に関する基準（第六十三条） 第四節　運営に関する基準（第六十四条―第六十九条） 第四章　放課後等デイサービス 第一節　基本方針（第七十条） 第二節　人員に関する基準（第七十一条・第七十二条） 第三節　設備に関する基準（第七十三条） 第四節　運営に関する基準（第七十四条―第七十六条） 第五節　基準該当放課後等デイサービスに関する基準（第七十七条―第七十九条） 第五章　保育所等訪問支援 第一節　基本方針（第八十条） 第二節　人員に関する基準（第八十一条・第八十二条） 第三節　設備に関する基準（第八十三条） 第四節　運営に関する基準（第八十四条―第八十七条） 第六章　多機能型事業所に関する特例（第八十八条―第九十条） 第七章　雑則（第九十一条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　児童発達支援（第三条―第十三条の二） 第三章　医療型児童発達支援（第十四条―第十七条） 第四章　放課後等デイサービス（第十八条―第二十一条） 第五章　保育所等訪問支援（第二十二条） 第六章　多機能型事業所に関する特例（第二十三条・第二十四条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　児童発達支援 第一節　基本方針（第四条） 第二節　人員に関する基準（第五条―第八条） 第三節　設備に関する基準（第九条・第十条） 第四節　運営に関する基準（第十一条―第五十四条） 第五節　基準該当通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十四条の八） 第三章　医療型児童発達支援 第一節　基本方針（第五十五条） 第二節　人員に関する基準（第五十六条・第五十七条） 第三節　設備に関する基準（第五十八条） 第四節　運営に関する基準（第五十九条―第六十四条） 第四章　放課後等デイサービス 第一節　基本方針（第六十五条） 第二節　人員に関する基準（第六十六条・第六十七条） 第三節　設備に関する基準（第六十八条） 第四節　運営に関する基準（第六十九条―第七十一条） 第五節　基準該当通所支援に関する基準（第七十一条の二―第七十一条の四） 第五章　保育所等訪問支援 第一節　基本方針（第七十二条） 第二節　人員に関する基準（第七十三条・第七十四条） 第三節　設備に関する基準（第七十五条） 第四節　運営に関する基準（第七十六条―第七十九条） 第六章　多機能型事業所に関する特例（第八十条―第八十二条） 附則
第一章　総則 （趣旨） 第一条　この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、東京都における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第一章　総則 （趣旨） 第一条　この規則は、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	第一章　総則 （趣旨） 第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談

		所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第五十四条の二、第五十四条の六第一号（第七十一条の四において準用する場合を含む。)、第五十四条の七第二号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第四号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）及び第七十一条の二の規定による基準 二　法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第十四条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十四条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準 三　法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第五十四条の四、第五十四条の八第二号(第七十一条の四において準用する場合を含む。)及び第六十九条（第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準 四　法第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準第五条、第六条、第七条（第五十七条、第六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。)、第八条第二項（第六十七条において準用する場合を含む。)、第三十条第四項（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十六条、第七十三条、第八十条並びに附則第二条（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び第三条の規定による基準 五　法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準第十条第一項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）並びに第二項第一号ロ及び第二号並びに第五十八条第一項第一号（病室に係る部分に限る。）の規定による基準 六　法第二十一条の五の十八第二項の規定によ

		り、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十六条（第六十四条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準 七　法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第十一条、第五十九条、第六十九条及び第八十二条の規定による基準 八　法第二十一条の五の四第一項第二号又は法第二十一条の五の十八第一項若しくは第二項の規定により、法第二十一条の五の四第二項各号及び第二十一条の五の十八第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの
（用語の意義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　通所給付決定保護者　法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。 二　指定障害児通所支援事業者　法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。 三　指定通所支援　法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。 四　指定通所支援費用基準額　法第二十一条の五の三第二項第一号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 五　通所利用者負担額　法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき法第二十一条の五の二十八第二項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額か	（用語） 第二条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。	（定義） 第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　通所給付決定保護者　法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。 二　指定障害児通所支援事業者等　法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。 三　指定通所支援　法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。 四　指定通所支援費用基準額　法第二十一条の五の三第二項第一号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。 五　通所利用者負担額　法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢

ら当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。		体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
六　基準該当通所支援　法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。		
七　通所給付決定　法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。		六　通所給付決定　法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。
八　支給量　法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。		七　支給量　法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。
九　通所給付決定の有効期間　法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。		八　通所給付決定の有効期間　法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。
十　通所受給者証　法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。		九　通所受給者証　法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。
十一　法定代理受領　法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり区市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。		十　法定代理受領　法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
十二　児童発達支援センター　法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。		十一　児童発達支援センター　法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。
十三　多機能型事業所　第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第八十条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）第七十七条に規定する指定生活介護の事業、同条例第百四十条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第百五十条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第百六十条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第百七十一条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び同条例第百八十四条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。		十二　多機能型事業所　第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。
２　前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。		
（指定障害児通所支援事業者の一般原則） 第三条　指定障害児通所支援事業者は、通所給付決		（指定障害児通所支援事業者等の一般原則） 第三条　指定障害児通所支援事業者等は、通所給付

定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下この条及び第十一条第二項において「通所支援計画」という。）を作成し、当該通所支援計画に基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、当該指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。		決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十七条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
2　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。		2　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
3　指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。		3　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十条及び第四十九条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
4　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。		4　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
第二章　児童発達支援	第二章　児童発達支援	第二章　児童発達支援
第一節　基本方針		第一節　基本方針
（基本方針）		
第四条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		第四条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。
第二節　人員に関する基準		第二節　人員に関する基準
（従業者の配置の基準）	（従業者の配置の基準）	（従業者の員数）
第五条　指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を東京都規則（以下「規則」という。）で定める基準により置かなければならない。	第三条　条例第五条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。	第五条　指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
一　指導員又は保育士	一　指導員又は保育士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障	一　指導員又は保育士　指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

	害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が十人までの場合　二以上 ロ　障害児の数が十人を超える場合　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上	イ　障害児の数が十までのもの　二以上 ロ　障害児の数が十を超えるもの　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
二　児童発達支援管理責任者（東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第六十三条第一項第六号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）	二　児童発達支援管理責任者　一人以上	二　児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）　一以上
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を規則で定める基準により置かなければならない。	2　条例第五条第二項に規定する機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を前項第一号に規定する指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
3　前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 一　嘱託医 二　看護師 三　児童指導員（児童福祉施設基準条例第五十四条第一項第一号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 四　機能訓練担当職員 五　児童発達支援管理責任者	3　条例第五条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 一　嘱託医　一人以上 二　看護師　一人以上 三　児童指導員又は保育士　一人以上 四　機能訓練担当職員　一人以上 五　児童発達支援管理責任者　一人以上 4　第一項第一号に掲げる指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。 5　第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。	3　前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　嘱託医　一以上 二　看護師　一以上 三　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士　一以上 四　機能訓練担当職員　一以上 五　児童発達支援管理責任者　一以上 4　第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 5　第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。 6　第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
第六条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。 一　嘱託医 二　児童指導員及び保育士	第四条　条例第六条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 一　嘱託医　一人以上 二　児童指導員及び保育士 イ　児童指導員及び保育士の総数　指定児童発	第六条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。 一　嘱託医　一以上 二　児童指導員及び保育士 イ　児童指導員及び保育士の総数　指定児童発

	達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上 ロ　児童指導員　一人以上 ハ　保育士　一人以上	達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上 ロ　児童指導員　一以上 ハ　保育士　一以上
三　栄養士 四　調理員 五　児童発達支援管理責任者	三　栄養士　一人以上 四　調理員　一人以上 五　児童発達支援管理責任者　一人以上	三　栄養士　一以上 四　調理員　一以上 五　児童発達支援管理責任者　一以上
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。	2　条例第六条第二項に規定する機能訓練担当職員については、当該機能訓練担当職員の数を前項第二号に規定する児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
3　前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。	3　条例第六条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、当該員数を第一項第二号に規定する児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	3　前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
一　言語聴覚士	一　言語聴覚士　指定児童発達支援の単位ごとに四人以上	一　言語聴覚士　指定児童発達支援の単位ごとに四以上
二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）	二　機能訓練担当職員　機能訓練を行うために必要な数	二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数
4　第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。	4　条例第六条第四項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、当該員数を第一項第二号に規定する児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	4　第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
一　看護師 二　機能訓練担当職員	一　看護師　一人以上 二　機能訓練担当職員　一人以上	一　看護師　一以上 二　機能訓練担当職員　一以上
		5　第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
	5　前各項（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	6　第一項から第四項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
（管理者） 第七条　指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援事業所を管理する者（以下この章において「管理者」という。）を置かなければならない。 2　管理者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業		（管理者） 第七条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 （従たる事業所を設置する場合における特例） 第八条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。 ２　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第九条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 ２　前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第十条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。 ２　前項に掲げる設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。ただし、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。 ３　第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては静養室を、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所にあっては聴力検査	（設備の基準） 第五条　条例第十条第二項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　指導訓練室 イ　定員は、おおむね十人とすること。 ロ　障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。 二　遊戯室　障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。	（従たる事業所を設置する場合における特例） 第八条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。 ２　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。 第三節　設備に関する基準 （設備） 第九条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第十条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。 ２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。 一　指導訓練室 イ　定員は、おおむね十人とすること。 ロ　障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。 二　遊戯室　障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。 ３　第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければなら

室を設けなければならない。 4　第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。 第四節　運営に関する基準 （管理者の責務） 第十一条　管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。 2　管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（次条、第三十条第一項及び第五十三条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。 3　管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。 （児童発達支援管理責任者の責務） 第十二条　児童発達支援管理責任者は、次項から第八項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 一　第三十一条に規定する相談及び援助を行うこと。 二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 2　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。 3　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 4　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載し		ない。 4　第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 第四節　運営に関する基準 （管理者の責務） 第三十六条　指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。 2　指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 （児童発達支援管理責任者の責務） 第二十八条　児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一　次条に規定する相談及び援助を行うこと。 二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 （児童発達支援計画の作成等） 第二十七条　指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 3　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 4　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達

た児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。		支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
5　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。		5　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
6　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。		7　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
7　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。		8　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
8　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該通所給付決定保護者及び障害児に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。		9　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
9　第二項から第六項までの規定は、第七項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。		10　第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。
（運営規程） 第十三条　指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第十六条及び第四十一条において「運営規程」という。）を定めなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　利用定員 五　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六　通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第二十条及び第四十九条第二項において同じ。） 七　指定児童発達支援の利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法		（運営規程） 第三十七条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　利用定員 五　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六　通常の事業の実施地域 七　サービスの利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法

九　非常災害対策 十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一　虐待の防止のための措置に関する事項 十二　その他事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第十四条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　指定児童発達支援事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。		九　非常災害対策 十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一　虐待の防止のための措置に関する事項 十二　その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第三十八条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（利用定員） 第十五条　指定児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。	（利用定員） 第六条　条例第十五条に規定する規則で定める指定児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、利用定員を五人以上とすることができる。	（利用定員） 第十一条　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。
（内容及び手続の説明及び同意） 第十六条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 （契約支給量等の報告等） 第十七条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下この条において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。 ２　契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。 ３　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者		（内容及び手続の説明及び同意） 第十二条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 （契約支給量の報告等） 第十三条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。 ２　契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。 ３　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記

証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しなければならない。 ４　前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。 （提供拒否の禁止） 第十八条　指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。 （連絡調整に対する協力） 第十九条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の障害児の利用について区市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第四十七条第一項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。 （サービス提供困難時の対応） 第二十条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら必要な指定児童発達支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格の確認） 第二十一条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。 （障害児通所給付費の支給の申請に係る援助） 第二十二条　指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第二十三条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （指定障害児通所支援事業者等との連携等） 第二十四条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供		載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。 ４　前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。 （提供拒否の禁止） 第十四条　指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。 （連絡調整に対する協力） 第十五条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。 （サービス提供困難時の対応） 第十六条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格の確認） 第十七条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。 （障害児通所給付費の支給の申請に係る援助） 第十八条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第十九条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （指定障害児通所支援事業者等との連携等） 第二十条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する

する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （サービスの提供の記録） 第二十五条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定児童発達支援の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。 （通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等） 第二十六条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が通所給付決定に係る障害児の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。 ２　前項の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。 （通所利用者負担額の受領） 第二十七条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定児童発達支援事業者は、前二項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。	（便宜に要する費用の内容） 第七条　条例第二十七条第三項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第一号に定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 一　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。） 二　日用品費 三　前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支	者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （サービスの提供の記録） 第二十一条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。 （指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等） 第二十二条　指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 ２　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。 （通所利用者負担額の受領） 第二十三条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 一　食事の提供に要する費用 二　日用品費 三　前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支

	援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
4　指定児童発達支援事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 5　指定児童発達支援事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。		5　指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 6　指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
（通所利用者負担額に係る管理）
第二十八条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。 | | （通所利用者負担額に係る管理）
第二十四条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。 |
（障害児通所給付費の額に係る通知等）
第二十九条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
2　指定児童発達支援事業者は、第二十七条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。 | | （障害児通所給付費の額に係る通知等）
第二十五条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
2　指定児童発達支援事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。 |
（指定児童発達支援の取扱方針）
第三十条　指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
2　指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童 | | （指定児童発達支援の取扱方針）
第二十六条　指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
2　指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童 |

発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。 3　指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 （相談及び援助） 第三十一条　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （指導、訓練等） 第三十二条　指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行わなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において常時一人以上の当該指定児童発達支援事業所の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。 3　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。 4　指定児童発達支援事業者は、前三項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。 （食事） 第三十三条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第三項において同じ。）は、障害児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。 2　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。 3　指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 （社会生活上の便宜の供与等） 第三十四条　指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族		発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （相談及び援助） 第二十九条　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （指導、訓練等） 第三十条　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。 3　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。 4　指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。 5　指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。 （食事） 第三十一条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第四項において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 2　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 3　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 4　指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 （社会生活上の便宜の供与等） 第三十二条　指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族

<table>
<tr>
<td>との連携を図るよう努めなければならない。
（健康管理）
第三十五条　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対する通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条、第十三条及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

２　指定児童発達支援事業者は、従業者の健康診断に当たっては、十分に注意を払わなければならない。
（緊急時等の対応）
第三十六条　指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（通所給付決定保護者に関する区市町村への通知）
第三十七条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。
（定員の遵守）
第三十八条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（衛生管理等）
第三十九条　指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生</td>
<td>（健康管理）
第八条　条例第三十五条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われる場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
<table>
<tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>障害児の通所開始時の健康診断</td></tr>
<tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期健康診断又は臨時の健康診断</td></tr>
</table></td>
<td>との連携を図るよう努めなければならない。
（健康管理）
第三十三条　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

２　前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
<table>
<tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr>
<tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr>
</table>
３　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。
（緊急時等の対応）
第三十四条　指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）
第三十五条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
（定員の遵守）
第三十九条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（衛生管理等）
第四十一条　指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生</td>
</tr>
</table>

的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 （協力医療機関） 第四十条　指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）を定めなければならない。 （掲示） 第四十一条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 （身体的拘束等の禁止） 第四十二条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。 （虐待等の禁止） 第四十三条　指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第四十四条　管理者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所を管理する者であるものに限る。）は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をするなどその権限を濫用してはならない。 （秘密保持等） 第四十五条　管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。		的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （協力医療機関） 第四十二条　指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 （掲示） 第四十三条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 （身体拘束等の禁止） 第四十四条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 （虐待等の禁止） 第四十五条　指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第四十六条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 （秘密保持等） 第四十七条　指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。 （情報の提供等） 第四十六条　指定児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定児童発達支援を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにしなければならない。 （利益供与等の禁止） 第四十七条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 （苦情解決） 第四十八条　指定児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの指定児童発達支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は区市町村長（以下この条において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関		3　指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。 （情報の提供等） 第四十八条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 （利益供与等の禁止） 第四十九条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 （苦情解決） 第五十条　指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の

して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事等からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。		設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4　指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しなければならない。
4　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十五条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに可能な限り協力しなければならない。 （地域との連携等） 第四十九条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。 2　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じて、必要な援助を行うよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第五十条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。 （非常災害対策） 第五十一条　指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 （会計の区分） 第五十二条　指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。 （記録の整備） 第五十三条　指定児童発達支援事業者は、従業者、		5　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。 （地域との連携等） 第五十一条　指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第五十二条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （非常災害対策） 第四十条　指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 （会計の区分） 第五十三条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 （記録の整備） 第五十四条　指定児童発達支援事業者は、従業者、

設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間保存しなければならない。 一　第二十五条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る記録 二　児童発達支援計画 三　第三十七条の規定による区市町村への通知に係る記録 四　第四十二条第二項に規定する身体的拘束等の記録 五　第四十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　第五十条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録		設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。 一　第二十一条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二　児童発達支援計画 三　第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録 四　第四十四条第二項に規定する身体拘束等の記録 五　第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　第五十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
第五節　基準該当児童発達支援に関する基準		第五節　基準該当通所支援に関する基準
（従業者の配置の基準） 第五十四条　児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 一　指導員又は保育士 二　児童発達支援管理責任者	（基準該当児童発達支援事業所の従業者の配置の基準） 第九条　条例第五十四条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 一　指導員又は保育士　基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に一人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が十人までの場合　二以上 ロ　障害児の数が十人を超える場合　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　一人以上	（従業者の員数） 第五十四条の二　児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　指導員又は保育士　基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が十までのもの　二以上 ロ　障害児の数が十を超えるもの　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　一以上 2　前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
（設備及び備品等） 第五十五条　基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。		（設備） 第五十四条の三　基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2　前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
（利用定員）	（基準該当児童発達支援事業所の利用定員）	（利用定員）

条例・規則・厚生労働省令対照表（指定障害児通所支援）

第五十六条　基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。	第十条　条例第五十六条に規定する規則で定める基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。	第五十四条の四　基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。
（準用） 第五十七条　第四条、第七条及び前節（第十五条、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条第一項、第三十三条、第三十五条、第四十四条及び第四十九条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第三十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。	（準用） 第十一条　第七条（第一号を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「次に掲げるとおりとし、第一号に定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする」とあるのは、「次に掲げるとおりとする」と読み替えるものとする。	（準用） 第五十四条の五　第四条、第七条及び前節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。
（指定生活介護事業所に関する特例） 第五十八条　規則で定める要件を満たす指定生活介護事業者（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同条例第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同条例第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十七条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。	（指定生活介護事業所に関する特例） 第十二条　条例第五十八条に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。 一　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を条例第五十八条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数と指定生活介護の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を除く。）との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要な数以上であること。 二　条例第五十八条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	（指定生活介護事業所に関する特例） 第五十四条の六　次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。 一　当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 二　この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（指定通所介護事業所に関する特例） 第五十九条　規則で定める要件を満たす指定通所介護事業者（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）第九十九条第一項に	（指定通所介護事業所に関する特例） 第十三条　条例第五十九条に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。	（指定通所介護事業所に関する特例） 第五十四条の七　次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等

規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十七条（第二十七条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。	一　指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積の合計を、条例第五十九条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数と指定通所介護の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を除く。）との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。 二　指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を条例第五十九条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数と指定通所介護の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数を除く。）との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要な数以上であること。 三　条例第五十九条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の五（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。 一　当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。 二　当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。 三　この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例） 第五十九条の二　規則で定める要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同	（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例） 第十三条の二　条例第五十九条の二に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。	（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例） 第五十四条の八　次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規

じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十七条（第二十七条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。	一　指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第九十五条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第七十九条において準用する条例第五十九条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。 二　指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十五条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第七十九条において準用する条例第五十九条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。	定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の五（第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。 一　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規則事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。 二　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

	四　指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。	三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
	三　指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する、通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第九十五条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第七十九条において準用する条例第五十九条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を通いサービスの利用者の数とした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。	四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。
	五　条例第五十九条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	五　この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
第三章　医療型児童発達支援 第一節　基本方針 （基本方針） 第六十条　医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の配置の基準） 第六十一条　指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者 二　児童指導員 三　保育士 四　看護師 五　理学療法士又は作業療法士 六　児童発達支援管理責任者	第三章　医療型児童発達支援 （従業者の配置の基準） 第十四条　条例第六十一条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要な数 二　児童指導員　一人以上 三　保育士　一人以上 四　看護師　一人以上 五　理学療法士又は作業療法士　一人以上 六　児童発達支援管理責任者　一人以上	第三章　医療型児童発達支援 第一節　基本方針 第五十五条　医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第五十六条　指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数 二　児童指導員　一以上 三　保育士　一以上 四　看護師　一以上 五　理学療法士又は作業療法士　一以上 六　児童発達支援管理責任者　一以上

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。	2　前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 3　条例第六十一条第二項に規定する規則で定める基準については、前項の規定を準用する。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。 3　第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
（準用） 第六十二条　第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。 第三節　設備に関する基準 （設備） 第六十三条　指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 一　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 二　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 三　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 四　階段の傾斜は緩やかにすること。 2　前項第一号から第三号までに掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。 第四節　運営に関する基準 （運営規程） 第六十四条　指定医療型児童発達支援事業者は、各指定医療型児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　利用定員 五　指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六　通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。） 七　指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　虐待の防止のための措置に関する事項 十一　その他事業の運営に関する重要事項		（準用） 第五十七条　第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。 第三節　設備に関する基準 （設備） 第五十八条　指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 一　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 二　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 三　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 2　指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 3　第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 第四節　運営に関する基準 （運営規程） 第六十三条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　利用定員 五　指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六　通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。） 七　サービスの利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　虐待の防止のための措置に関する事項 十一　その他運営に関する重要事項

条例・規則・厚生労働省令対照表（指定障害児通所支援）

（利用定員） 第六十五条　指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。	（利用定員） 第十五条　条例第六十五条に規定する規則で定める指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とする。	（利用定員） 第五十九条　指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。
（通所利用者負担額の受領） 第六十六条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。 一　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき法第二十一条の五の二十八第二項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 ３　指定医療型児童発達支援事業者は、前二項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 ４　指定医療型児童発達支援事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 ５　指定医療型児童発達支援事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 （障害児通所給付費の額に係る通知等） 第六十七条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。	（便宜に要する費用の内容） 第十六条　条例第六十六条第三項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第一号に定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 一　食事の提供に要する費用 二　日用品費 三　前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	（通所利用者負担額の受領） 第六十条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。 一　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 ３　指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 一　食事の提供に要する費用 二　日用品費 三　前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの ４　前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５　指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 ６　指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 （障害児通所給付費の額に係る通知等） 第六十一条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2　指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る額の支払を受けた場合は、当該指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。 （通所給付決定保護者に関する区市町村への通知） 第六十八条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。 （準用） 第六十九条　第十一条、第十二条、第十四条、第十六条から第二十六条まで、第二十八条、第三十条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条から第五十一条まで及び第五十三条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「（次条、第三十条第一項及び第五十三条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第六十九条において準用する次条、第六十九条において準用する第三十条第一項及び第六十九条において準用する第五十三条第二項第二号において「医療型児童発達支援計画」と、第十六条第一項中「運営規程」とあるのは「第六十四条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十六条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、第三十六条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第四十一条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十三条第二項第三号中「第三十七条」とあるのは「第六十八条」と読み替えるものとする。 第四章　放課後等デイサービス 第一節　基本方針 （基本方針） 第七十条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の配置の基準） 第七十一条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」	（準用） 第十七条　第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。 第四章　放課後等デイサービス （従業者の配置の基準） 第十八条　条例第七十一条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に	2　指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。 （通所給付決定保護者に関する市町村への通知） 第六十二条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 （準用） 第六十四条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第六十三条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。 第四章　放課後等デイサービス 第一節　基本方針 第六十五条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第六十六条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」

という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。	応じ、当該各号に定める員数とする。	という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
一　指導員又は保育士	一　指導員又は保育士　指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が十人までの場合　二以上 ロ　障害児の数が十人を超える場合　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上	一　指導員又は保育士　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が十までのもの　二以上 ロ　障害児の数が十を超えるもの　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
二　児童発達支援管理責任者	二　児童発達支援管理責任者　一人以上	二　児童発達支援管理責任者　一以上
2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。	2　条例第七十一条第二項に規定する機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を前項第一号に規定する指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 3　第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
	3　第一項第一号に掲げる指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。 4　第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。	4　第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。 5　第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
（準用） 第七十二条　第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。		（準用） 第六十七条　第七条及び第八条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。
第三節　設備に関する基準		第三節　設備に関する基準
（設備及び備品等） 第七十三条　指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 2　前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。		（設備） 第六十八条　指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。 2　前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 3　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
第四節　運営に関する基準		第四節　運営に関する基準
（利用定員） 第七十四条　指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。	（利用定員） 第十九条　条例第七十四条に規定する規則で定める指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、	（利用定員） 第六十九条　指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

（通所利用者負担額の受領） 第七十五条　指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行う指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定放課後等デイサービス事業者は、前二項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、当該通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を当該通所給付決定保護者から受けることができる。 ４　指定放課後等デイサービス事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 ５　指定放課後等デイサービス事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 （準用） 第七十六条　第十一条、第十二条、第十四条、第十六条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第四十三条まで、第四十五条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条まで及び第六十四条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「（次条、第三十条第一項及び第五十三条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第七十六条において準用する次条、第七十六条において準用する第三十条第一項及び第七十六条において準用する第五十三条第二項第二号において「放課後等デイサービス計画」と、第十六条第一項中「運営規程」とあるのは「第七十六条において準用する第六十四条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十六条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十五条第一項」と、第三十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。 第五節　基準該当放課後等デイサービスに関する基準 （従業者の配置の基準） 第七十七条　放課後等デイサービスに係る基準該当	十人以上とする。 （基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準） 第二十条　条例第七十七条に規定する規則で定める	（通所利用者負担額の受領） 第七十条　指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 ４　指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 ５　指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 （準用） 第七十一条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十三条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条において準用する第六十三条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十一条において準用する第六十三条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と~~、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と~~、第六十三条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。 第五節　基準該当通所支援に関する基準 （従業者の員数） 第七十一条の二　放課後等デイサービスに係る基準

通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。 一　指導員又は保育士 二　児童発達支援管理責任者 （設備及び備品等） 第七十八条　基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 （準用） 第七十九条　第七条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条から第二十六条まで、第二十九条第二項、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第四十三条まで、第四十五条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条まで、第五十八条、第五十九条から第五十九条の二まで、第六十四条、第七十条、第七十四条及び第七十五条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第三十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。 第五章　保育所等訪問支援 第一節　基本方針 （基本方針） 第八十条　保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事	基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。 一　指導員又は保育士　基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が十人までの場合　二以上 ロ　障害児の数が十人を超える場合　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　一人以上 （準用） 第二十一条　第十二条から第十三条の二まで及び第十九条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。 第五章　保育所等訪問支援	該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一　指導員又は保育士　基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が十までのもの　二以上 ロ　障害児の数が十を超えるもの　二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　一以上 ２　前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 （設備） 第七十一条の三　基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２　前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。 ３　第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 （準用） 第七十一条の四　第七条、第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の六から第五十四条の八まで、第六十三条、第六十五条、第六十九条及び第七十条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。 第五章　保育所等訪問支援 第一節　基本方針 第七十二条　保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適

業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。
第二節　人員に関する基準		第二節　人員に関する基準
（従業者の配置の基準）	（従業者の配置の基準）	（従業者の員数）
第八十一条　指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。	第二十二条　条例第八十一条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。	第七十三条　指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
一　訪問支援員	一　訪問支援員　訪問支援を行うために必要な数	一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
二　児童発達支援管理責任者	二　児童発達支援管理責任者　一人以上	二　児童発達支援管理責任者　一以上
	2　前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。	2　前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。
（準用）		（準用）
第八十二条　第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条第二項中「ただし、」とあるのは、「ただし、第八十一条第一号に掲げる訪問支援員及び同条第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。		第七十四条　第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十三条第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。
第三節　設備に関する基準		第三節　設備に関する基準
（設備及び備品等）		（設備）
第八十三条　指定保育所等訪問支援事業所は、指定保育所等訪問支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。		第七十五条　指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
2　前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。		2　前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
第四節　運営に関する基準		第四節　運営に関する基準
（運営規程）		（運営規程）
第八十四条　指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。		第七十八条　指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
一　事業の目的及び運営の方針		一　事業の目的及び運営の方針
二　従業者の職種、員数及び職務の内容		二　従業者の職種、員数及び職務の内容
三　営業日及び営業時間		三　営業日及び営業時間
四　指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額		四　指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
五　通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。第八十六条第三項において同じ。）		五　通常の事業の実施地域
六　指定保育所等訪問支援の利用に当たっての留意事項		六　サービスの利用に当たっての留意事項
七　緊急時等における対応方法		七　緊急時等における対応方法

八　虐待の防止のための措置に関する事項 九　その他事業の運営に関する重要事項 （身分を証する書類の携行） 第八十五条　指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、施設への初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （通所利用者負担額の受領） 第八十六条　指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行う指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定保育所等訪問支援事業者は、前二項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供した場合は、それに要した交通費の額の支払を当該通所給付決定保護者から受けることができる。 ４　指定保育所等訪問支援事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 ５　指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 （準用） 第八十七条　第十一条、第十二条、第十四条、第十六条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条、第五十二条及び第五十三条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「（次条、第三十条第一項及び第五十三条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第八十七条において準用する次条、第八十七条において準用する第三十条第一項及び第八十七条において準用する第五十三条第二項第二号において「保育所等訪問支援計画」と、第十六条第一項中「運営規程」とあるのは「第八十四条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十六条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第八十六条第		八　虐待の防止のための措置に関する事項 九　その他運営に関する重要事項 （身分を証する書類の携行） 第七十六条　指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （通所利用者負担額の受領） 第七十七条　指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。 ２　指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。 ３　指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。 ４　指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 ５　指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。 （準用） 第七十九条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十八条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

一項」と、第四十一条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と読み替えるものとする。 第六章　多機能型事業所に関する特例 （従業者の配置の基準に関する特例） 第八十八条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項及び第二項、第六条、第六十一条、第七十一条並びに第八十一条の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十一条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十一条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十一条中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。 2　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計が規則で定める数に満たない場合は、当該事業所の従業者を、規則で定める基準により置くことができる。	第六章　多機能型事業所に関する特例 （従業者の配置の基準に関する特例） 第二十三条　多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第三条第一項及び第二項、第四条第一項、第三項及び第五項、第十四条第二項、第十八条第一項及び第二項並びに第二十二条第二項の規定の適用については、第三条第一項及び第二項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第四条第一項及び第三項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第十四条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第十八条第一項及び第二項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第二十二条第二項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と読み替えるものとする。 2　条例第八十八条第二項に規定する規則で定める数は、二十とする。 3　第三条第四項及び第十八条第三項の規定にかかわらず、条例第八十八条第二項に規定する規則で定める基準は、多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤の者とすることとする。	第六章　多機能型事業所に関する特例 （従業者の員数に関する特例） 第八十条　多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六条、第六十六条第一項から第三項まで並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。 2　利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第五条第五項及び第六十六条第四項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備の特例） 第八十九条　多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所において、その設備を、それぞれ兼用することができる。		（設備に関する特例） 第八十一条　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。
（利用定員に関する特例） 第九十条　多機能型事業所の利用定員は、規則で定める。	（利用定員に関する特例） 第二十四条　条例第九十条に規定する規則で定める多機能型事業所の利用定員は、次項から第六項までに定めるところによる。 2　多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第六条、第十五条及び第十九条の規定にかかわらず、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。 3　利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第六条、第十五条及び第十九条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。 4　前二項、第六条、第十五条及び第十九条の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる多機能型事業所は、利用定員を五人以上とすることができる。 5　第三項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第六条、第十五条及び第十九条の規定にかかわらず、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。 6　離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来にわたり利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）における第三項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十人」と読み替えるものとする。	（利用定員に関する特例） 第八十二条　多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。 2　利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。 3　前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。 4　第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。 5　離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。
第七章　雑則 （委任） 第九十一条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。		
附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第二章第五節及び第四章第五節の規定は、同年四月一日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の日から平成二十五年三月三十	附　則 （施行期日） 1　この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第九条から第十三条まで、第二十条及び第二十一条の規定は、同年四月一日から施行する。	附　則 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 （経過措置） 第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

一日までの間、第七十六条の規定の適用については、同条中「第三十六条から第四十三条まで」とあるのは「第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十三条まで」と、「定員」」とあるのは「定員」と、第四十一条中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」」とする。	（経過措置） 2　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二条第二項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第四条第一項第二号イ及び同条第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中「言語聴覚士指定児童発達支援の単位ごとに四人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）　それぞれ二人以上」と読み替えるものとする。	支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第六十六条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第五条第一項第一号イ及びロ、第二十七条、第二十八条並びに第六十六条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第五条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十七条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第二十八条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第六十六条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。 第三条　整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第六条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士　指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）　それぞれ二以上」とする。 附　則（平成二十四年三月二十八日厚生労働省令第四十二号） この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附　則（平成二十四年九月十三日厚生労働省令第百二十六号） （施行期日）

		第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。 （障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正） 第二条　次に掲げる省令の規定中「指定通所支援の事業」の下に「等」を加える。 一　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二条第十六号及び第二百十五条第一項 二　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第八十九条第一項
附　則（平成二十五年東京都条例第五十四号） この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。		附　則（平成二十四年九月二十四日厚生労働省令第百三十二号）　抄 （施行期日） 第一条　この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。
附　則（平成二十五年東京都条例第百十八号） この条例は、公布の日から施行する。	附　則 （施行期日） この規則は、公布の日から施行する。	附　則（平成二十五年一月十八日厚生労働省令第四号） この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。 附　則（平成二十五年七月十一日厚生労働省令第九十号） この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。
附　則（平成二十六年東京都条例第　　号） この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。		附　則（平成二十五年十一月二十二日厚生労働省令第百二十四号） この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。